

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
3月18日  
(金曜日)

## 目次

- 規則
  - 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 一
  - 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 二
  - 指定介護老人福祉施設(長寿社会課)の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 二
  - 介護老人保健施設(長寿社会課)の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 二
  - 指定介護療養型医療施設(長寿社会課)の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 三
  - 養護老人ホーム(長寿社会課)の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 三
  - 特別養護老人ホーム(長寿社会課)の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 三
  - 軽費老人ホーム(長寿社会課)の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)..... 三
- 告示
  - 山口県土地利用基本計画の変更の公表(政策企画課)..... 四
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)..... 四
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)..... 四
  - 解除予定保安林(秋市)(森林整備課)..... 四
  - 保安林の指定(森林整備課)..... 五
  - 平生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)..... 五
  - 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)..... 五
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)..... 六

県営室津地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)..... 六

基本測量の実施の終了(監理課)..... 六

公共測量の実施の終了(監理課)..... 六

柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)..... 七

○教委規則

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則..... 七

○選管告示

直接請求に必要な有権者の数..... 七

不在者投票のできる老人ホームの指定..... 八

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程..... 八

○雑報

公文書の開示の状況の公表..... 八

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表..... 一〇



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中、第八章 指定療養通所介護(第八十一条―第九十四条)を「第八章 削除」に改める。

第七十条第一項第三号中、「(以下「提供単位時間数」という。)(」を削り、「この条」の下に「及び第七十二条第一項第一号」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合)にあっては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。)(」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五

項を同条第四項とする。

第七十二条第一項第一号中「利用定員」を「指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第八十一条から第九十四条まで 削除

第七十三条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げるサービス」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
  - 二 指定訪問看護
  - 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護
- 第九十八条中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十八号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第三号中「指定通所介護事業者」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を、「と指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護（以下「指

定通所介護等」という。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第六十六条第二項中「指定居宅サービス事業者」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「指定通所介護」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規

則(平成二十四年山口県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一号中、「第八条第二十三項」を、「第八条第二十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十一号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中、「第八条第二十三項」を、「第八条第二十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十二号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中、「第八条第二十三項」を、「第八条第二十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十三号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第五項中、「第八条第二十三項」を、「第八条第二十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十四号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中、「第八条第二十三項」を、「第八条第二十四項」に、「第八条の第二十八項」を、「第八条の第二十六項」に改める。

第十三条第三項中、「第八条第二十五項」を、「第八条第二十六項」に、「同条第二十四項」を、「同条第二十五項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定(「第八条の第二十八項」を、「第八条の第二十六項」に改める部分に限る。)

は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第六十七号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 計画の変更の内容

##### (一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。

##### (二) 変更に係る市町の区域

下関市、防府市及び周南市の区域

##### (三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

#### 二 縦覧の場所

山口県総合企画部政策企画課及び関係市役所

### 山口県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 名 医

#### 療 称

#### 所 在 機 関

#### 地 所

#### 廃 止 年 月 日

医療法人和同会宇部西クリ  
一 宇部市大字際波字東河田二八七の  
平成一八、二一、一

高橋薬局  
周南市緑町一丁目五三の二  
一、三、一

### 山口県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医  
療 称  
所 在 機 関  
地 所  
指 定 年 月 日

高橋薬局  
周南市緑町一丁目五三の二  
平成一八、二一、一

指定訪問看護事業者等  
主たる事務所の所在地  
訪問看護ステーション等  
所在地  
指定年月日

株式会社アクセ  
広島県大竹市小  
方一丁目一九番  
一三三号  
ベルケアーズ訪  
問看護ステーション  
岩国市南岩国五  
丁目二番一七  
号  
平成一八、一

### 山口県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字山田字荷卸浴一・二・三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路字字郷ケ迫一七四の二、一七四の四、字七頭六八三の一  
美祢市美東町大田字岡田四一六、四一六の四、四一六の五、字刈田四二九の一、四二九の四、字白八八二、八八三の二、八八四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
美祢市美東町大田字白八八三の二（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字李路字字鴻々岩九二の一、九二の二、九一八の一、字大場山六八三の三、字滝の平七九四の一、字奥原八三〇の四、字板河内八六六の一  
萩市大字須佐字ヲバケ浴五二、字松山五三の一、字長尾五五、一三三二の二、一三三五の一、一三五五の三、字小屋婦五七の一、字小敷五七の二、字中ケ迫一六二の一、一六二の六、一六二の七、一六四、一六五、一六九の一、三三三九の一、三三三九の二、三三三二の二、字本浴三三三二五の一、三三三二六の一、大字佐々並字芋郷四七七、四七九から四八二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、平生都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

平生町

二 都市計画事業の種類及び名称

平生都市計画下水道事業平生町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

熊毛郡平生町大字平生村、大字平生町、大字首根、大字大野南、大字大野北、大字堅ヶ浜及び大字宇佐木

山口県告示第七十三号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日か



ら施行する。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社ゆつちよ銀行の項中「県税」の下に「及びふるさと納税」を加える。



(一〇一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年三月十八日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久 住

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名  
田中 康男

|                                      |            |     |
|--------------------------------------|------------|-----|
| 変更に係る事項<br>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前        | 変更後 |
|                                      | 株式会社山口フジカラ |     |

四 届出年月日

平成二十八年三月七日

五 変更年月日

平成二十八年三月四日

(一〇二) 県営室津地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営室津地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営室津地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年三月二十二日から同年四月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一〇三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十七年五月七日から平成二十八年二月二十九日まで

(一〇四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量（水準測量）
- 二 作業の地域  
岩国市及び玖珂郡和木町
- 三 作業の期間  
平成二十七年十月一日から平成二十八年二月二十四日まで

(一〇五) 柳井都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
柳井都市計画市場二柳井市水産物地方卸売市場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項中「第九条第二項」を「附則第九条第二項」に改める。  
別記第十号様式（四）その一）、別記第十八号様式及び別記第十九号様式中

|   |  |   |     |            |       |
|---|--|---|-----|------------|-------|
| 「 | 事  | 項 | 開設者 | 修了又は履修の年月日 | 対象免許種 |
|   | 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 |   |     | 年 月 日      |       |
|   | 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項                                |   |     | 年 月 日      |       |

|   |        |     |            |       |
|---|--------|-----|------------|-------|
| 「 | 領域     | 開設者 | 修了又は履修の年月日 | 対象免許種 |
|   | 必修領域   |     | 年 月 日      |       |
|   | 選択必修領域 |     | 年 月 日      |       |
|   | 選択領域   |     | 年 月 日      |       |

る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十八年三月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

| 直接請求の種類                             | 根拠規定                        | 必要な有権者の数 |
|-------------------------------------|-----------------------------|----------|
| 県条例の制定又は改廃の請求                       | 地方自治法第七十四条第一項               | 二二、三七七   |
| 県の事務の執行に関する監査の請求                    | 地方自治法第七十五条第一項               | 二二、三七七   |
| 県議会の解散の請求                           | 地方自治法第七十六条第一項               | 二二、三七七   |
| 県議会の議員の解職の請求                        | 地方自治法第八十条第一項                | 二二、三七七   |
| 副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 | 地方自治法第八十六条第一項               | 二二、三七七   |
| 県の教育委員会の教育長及び委員の解職の請求               | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項 | 二二、三七七   |

山口県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十八年三月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭  
 特別養護老人ホームフエ 下関市一の宮学園町一九番一号 平成二八、二、二二  
 ニツクス一の宮

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会規程第一号の一部を次のように改正する。

別表第一の二十一の表中「第1第2号(2)」を「第1第2号(2)」に改める。  
 別表第二の三の表に次のように加える。

|   |          |
|---|----------|
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条 | 許可申請書の受理 |
|---|----------|

附則

この規程は、平成二十八年三月二十三日から施行する。ただし、別表第一の二十一の表の改正規定は、同年三月十八日から施行する。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十六年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 村岡嗣政

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況



公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
 (1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

| 開示の請求又は申出の件数  | 処理状況          |              |     |     |            |
|---------------|---------------|--------------|-----|-----|------------|
|               | 開示            | 部分開示         | 非開示 | 未処理 | その他        |
| 8,612<br>(95) | 5,345<br>(83) | 2,000<br>(8) | 214 | 724 | 329<br>(4) |

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

| 実施機関の区分 | 開示の請求又は申出の件数  | 処理状況          |              |     |     |            |
|---------|---------------|---------------|--------------|-----|-----|------------|
|         |               | 開示            | 部分開示         | 非開示 | 未処理 | その他        |
| 総務部     | 214<br>(3)    | 13            | 238<br>(3)   | 0   | 1   | 22         |
| 総合企画部   | 9             | 5             | 3            | 0   | 0   | 1          |
| 産業戦略部   | 4             | 0             | 4            | 0   | 0   | 0          |
| 環境生活部   | 34/<br>(1)    | 82            | 236          | 5   | 1   | 17<br>(1)  |
| 健康福祉部   | 550<br>(2)    | 315<br>(2)    | 158          | 7   | 39  | 31         |
| 商工労働部   | 39<br>(2)     | 31            | 8            | 0   | 0   | 0<br>(2)   |
| 農林水産部   | 189<br>(13)   | 757<br>(13)   | 9            | 0   | 7   | 16         |
| 土木建築部   | 4,911<br>(69) | 3,842<br>(66) | 887<br>(3)   | 24  | 35  | 183        |
| 会計管理局   | 0             | 0             | 0            | 0   | 0   | 0          |
| 計       | 6,977<br>(90) | 5,045<br>(81) | 1,543<br>(6) | 36  | 83  | 270<br>(3) |
| 議       | 45            | 37            | 7            | 0   | 0   | 1          |
| 教育委員会   | 93<br>(3)     | 29<br>(2)     | 57           | 1   | 0   | 6<br>(1)   |
| 選挙管理委員会 | 103           | 14            | 89           | 0   | 0   | 0          |
| 人事委員会   | 0             | 0             | 0            | 0   | 0   | 0          |
| 監査委員会   | 7             | 0             | 7            | 0   | 0   | 0          |
| 公安委員会   | 6             | 0             | 4            | 1   | 0   | 1          |
| 警察本部長   | 1,212<br>(2)  | 69            | 289<br>(2)   | 176 | 637 | 41         |
| 労働委員会   | 0             | 0             | 0            | 0   | 0   | 0          |
| 収用委員会   | 0             | 0             | 0            | 0   | 0   | 0          |

|               |               |               |              |     |            |
|---------------|---------------|---------------|--------------|-----|------------|
| 日本海海区漁業調整委員会  | 0             | 0             | 0            | 0   | 0          |
| 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 0             | 0             | 0            | 0   | 0          |
| 内水面漁場管理委員会    | 0             | 0             | 0            | 0   | 0          |
| 公営企業管理者       | 139           | 129           | 4            | 0   | 1          |
| 地方独立行政法人      | 30            | 22            | 0            | 0   | 3          |
| 合 計           | 8,612<br>(95) | 5,345<br>(83) | 2,000<br>(8) | 214 | 724        |
|               |               |               |              |     | 329<br>(4) |

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

| 開示をしない理由の区分           | 部分開示          | 非開示 | 合計            |
|-----------------------|---------------|-----|---------------|
| 法令等情報 (第1号)           | 0             | 0   | 0             |
| 個人情報情報 (第2号)          | 1,663<br>(5)  | 179 | 1,842<br>(5)  |
| 法人等情報 (第3号)           | 1,577<br>(8)  | 21  | 1,598<br>(8)  |
| 犯罪捜査等情報 (第4号)         | 120<br>(2)    | 175 | 295<br>(2)    |
| 意思形成過程情報 (第5号)        | 44<br>(2)     | 21  | 65            |
| 行政運営情報 (第6号)          | 161           | 28  | 189           |
| 協力・信頼関係情報 (第7号)       | 14<br>(2)     | 193 | 207<br>(2)    |
| 合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号) | 4             | 0   | 4             |
| 合 計                   | 3,583<br>(19) | 617 | 4,200<br>(19) |

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
  - 「部分開示」欄及び「合計」欄の ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
  - 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況  
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
 (単位 件)

| 不服申立て又は不服の申出の件数 | 不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答 |       |     | 取下げ審査中 |
|-----------------|--------------------------------|-------|-----|--------|
|                 | 認 容                            | 一部認 容 | 棄 却 |        |
|                 |                                |       | 却 却 |        |

|     |     |     |   |   |   |     |
|-----|-----|-----|---|---|---|-----|
| 17  | 0   | 0   | 0 | 0 | 0 | 17  |
| (7) | (2) | (4) |   |   |   | (1) |

備考 ( ) 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十六年における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

平成二十八年三月十八日

山口県知事 佐 田 隆 昭

- 1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況  
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
- (1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

| 開示の請求及び申出の件数 | 処 理 状 況       |        |            |       |          |
|--------------|---------------|--------|------------|-------|----------|
|              | 開 示           | 部分開示   | 非 開 示      | 未 処 理 | そ の 他    |
| 開示の請求        | 285<br>(5)    | 163    | 107<br>(3) | 2     | 5<br>(2) |
| 開示の申出        | 20,530        | 20,530 | 0          | 0     | 0        |
| 合 計          | 20,815<br>(5) | 20,693 | 107<br>(3) | 2     | 5<br>(2) |

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

| 実施機関の区分 | 開示の請求又は申出の件数 | 処 理 状 況 |      |       |       |       |
|---------|--------------|---------|------|-------|-------|-------|
|         |              | 開 示     | 部分開示 | 非 開 示 | 未 処 理 | そ の 他 |
| 総 務 部   | 5            | 2       | 1    | 0     | 0     | 2     |
| 総合企画部   | 1            | 1       | 0    | 0     | 0     | 0     |
| 産業戦略部   | 0            | 0       | 0    | 0     | 0     | 0     |
| 環境生活部   | 19           | 18      | 0    | 1     | 0     | 0     |
| 健康福祉部   | 111          | 95      | 12   | 1     | 1     | 2     |
| 商工労働部   | 33           | 32      | 1    | 0     | 0     | 0     |

| 事 業 部 局                   | 開 示 件 数       |        |            |       |          | 合 計      |
|---------------------------|---------------|--------|------------|-------|----------|----------|
|                           | 開 示           | 部分開示   | 非 開 示      | 未 処 理 | そ の 他    |          |
| 農 林 水 産 部                 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 土 木 建 築 部                 | 1             | 0      | 1          | 0     | 0        | 0        |
| 会 計 管 理 局                 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 計                         | 170           | 148    | 15         | 2     | 1        | 4        |
| 議 会                       | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 教 育 委 員 会                 | 44<br>(1)     | 43     | 0          | 0     | 1        | 0        |
| 選 挙 管 理 委 員 会             | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 人 事 委 員 会                 | 204           | 204    | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 監 査 委 員 会                 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 公 安 委 員 会                 | 20,045        | 20,043 | 1          | 0     | 0        | 1        |
| 警 察 本 部 長                 | 102<br>(4)    | 7      | 91<br>(2)  | 0     | 1        | 3<br>(2) |
| 労 働 委 員 会                 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 収 用 委 員 会                 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 日 本 海 域 区 漁 業 調 整 委 員 会   | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会       | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 公 営 企 業 管 理 者             | 0             | 0      | 0          | 0     | 0        | 0        |
| 地 方 独 立 行 政 法 人           | 250           | 248    | 0          | 0     | 2        | 0        |
| 合 計                       | 20,815<br>(5) | 20,693 | 107<br>(3) | 2     | 5<br>(2) | 8<br>(2) |

備考 ( ) 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

| 開 示 を し な い 理 由 の 区 分 | 部 分 開 示 | 非 開 示 | 合 計 |
|-----------------------|---------|-------|-----|
| 法 令 秘 等 情 報 (第1号)     | 14      | 0     | 14  |
| 未 成 年 者 情 報 (第2号)     | 0       | 0     | 0   |
| 第 三 者 情 報 (第3号)       | 105     | 2     | 107 |
| 法 人 等 情 報 (第4号)       | 0       | 0     | 0   |
| 犯 罪 捜 査 等 情 報 (第5号)   | 27      | 0     | 27  |
| 意 思 形 成 過 程 情 報 (第6号) | 0       | 0     | 0   |

|                 |     |   |     |
|-----------------|-----|---|-----|
| 評価・選考等情報 (第7号)  | 2   | 0 | 2   |
| 行政運営情報 (第8号)    | 65  | 2 | 67  |
| 協力・信頼関係情報 (第9号) | 4   | 1 | 5   |
| 合議制機関等情報 (第10号) | 0   | 0 | 0   |
| 合計              | 217 | 5 | 222 |

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ( ) 内は、山口県個人情報保護条例第6条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 訂正の請求の件数 | 処 理 状 況 |       |       | そ の 他 |
|----------|---------|-------|-------|-------|
|          | 訂 正     | 非 訂 正 | 未 処 理 |       |
| 2        | 0       | 2     | 0     | 0     |

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 利用停止の請求の件数 | 処 理 状 況 |       |       | そ の 他 |
|------------|---------|-------|-------|-------|
|            | 利用停止    | 非利用停止 | 未 処 理 |       |
| 2          | 0       | 2     | 0     | 0     |

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 不服申立ての件数 | 不服申立てに対する決定又は裁決 |         |          |     | 取 下 げ | 審 査 中 |
|----------|-----------------|---------|----------|-----|-------|-------|
|          | 認 容             | 一 部 認 容 | 棄 却      | 却 却 |       |       |
| 5<br>(1) | 0               | 0       | 0<br>(1) | 0   | 0     | 5     |

備考 ( ) 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十八年三月十八日  
印刷發行

發行所

山口県知事  
山田